

科学技術振興対策特別委員会議録第二号

昭和三十年十二月六日

有田喜一君が委員長に、小笠公韶君、椎名悦三郎君、長谷川四郎君、龍田正男君、南好雄君、岡良一君及び志村茂治君が理事に当選した。

昭和三十年十二月十日(土曜日)

午後一時三十八分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事小笠 公韶君 理事椎名悦三郎君

理事長谷川四郎君 理事龍田正男君

理事岡 良一君 理事志村 茂治君

理事赤澤 正道君 加藤 精三君

理事小平 久雄君 橋本 龍伍君

理事山口 好一君 福田 昌子君

理事八木 昇君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

總理府事務官 賀屋 正雄君

(内閣總理大臣官房審議室長)

經濟企画院事務次官 齋藤 憲三君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(鐵道局長)

委員外の出席者

總理府事務官 島村 武久君

(經濟企画院)

原子力室長

通商産業事務官 小出 栄一君

(工業技術院調

整部長)

十二月十日

總理府設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第八号)

原子力委員会設置法案(内閣提出第九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

原子力委員会設置法案(内閣提出第九号)

○有田委員長 これより會議を開きます。

本日の議事に入ります前に、正力國務大臣より發言を求められておりますので、この際これを許します。正力國務大臣。

○正力國務大臣 私は今回原子力担当の大臣になりました。何分どうぞよろしく願ひいたします。ことに、私は原子力の知識も非常に浅いものでありますから、何とぞ御指導をお願いいたします。簡単ながらごあいさついたします。

○有田委員長 それでは、これより本日本委員会に付託されました原子力委員会設置法案及び總理府設置法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。正力國務大臣。

原子力委員会設置法案
原子力委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)

に關する行政の民主的な運営を圖るため、總理府に原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く、(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

一 原子力利用に關する政策に關すること。

二 關係行政機關の原子力利用に關する事務の總合調整に關すること。

三 關係行政機關の原子力利用に關する經費の見積及び配分計画に關すること。

四 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること。

六 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。

七 原子力利用に關する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く。)に關すること。

八 原子力利用に關する資料の収集、統計の作成及び調査に關すること。

九 その他原子力利用に關する重要事項に關すること。

(決定の尊重)

第三条 内閣總理大臣は、前条の決

定について委員會から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(勸告)

第四条 委員会は、原子力利用に關する重要事項について必要があると認めるときは、内閣總理大臣を通じて關係行政機關の長に勸告することができる。

(資料提出の要求等)

第五条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、關係行政機關の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることが出来る。

(委員長)

第七条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、會務を總理し、委員會を代表する。

3 委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第八条 委員は、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員

を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の承認を得なければならぬ。この場合においては、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣總理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者(委員の任期)

第九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間に在任する。

2 委員は、再任されることが出来る。

(委員の失職及び罷免)

第十条 委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣總理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これ

を罷免することができる。

(会議)

第十一條 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に故障がある場合においては、第七條第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

(委員の給与)

第十二條 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第十三條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十四條 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする職務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはな

らない。

(庶務)

第十五條 委員会の庶務は、総理府原子力局において処理する。

(政令への委任)
第十六條 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

ただし、第八條第一項中内閣議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の後最初に任命される委員の任期は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 原子力委員会の常勤の委員

第一条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 原子力委員会の非常勤の委員

別表第一中「地方財政審議会委員」を「地方財政審議会委員を「原子力委員会の常勤の委員」に改める。

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律

法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する事務

第五條第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「原子力局」に改める。

第六條第一項第十三号中「総合調整」の下に「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九條を次のように改める。

(原子力局の事務)
第九條 原子力局においては、左の事務をつかさどる。

一 原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

六 財団法人原子力研究所に関すること。

第十五條第一項の表中

議案

海外移住審議会
内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。

原子力委員
原子力委員会設置法(昭和三十一年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

附則
1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

3 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「一、七六七人」を「一、七八八八人」に、「三七一人」を「三六六八人」に、「二九、三三一人」を「一九、二四三人」に改め、同表通商産業省の項中「二、二四〇人」を「二、二二八人」に、「三三、七一人」を「三三、一五九人」に改める。

○正力國務大臣 今回提出いたしましたし

の助成に関すること。

八 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く。)に関すること。

九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

に改める。

た原子力委員会設置法案及び総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることは、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題であります。しからば、わが国における、これら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力にかつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られているのであります。申すまでもなく、原子力利用に関する行政は、できるだけ民主的な運営をはかることが必要であると考えられますので、政府といたしましては、この際、総理府に強力な合議制による委員会を設けることとし、あわせて、その決定を尊重して、原子力利用に関する

る行政を総合的に推進する担当部局として同じく総理府に原子力局を設けることとし、これがため、必要なこれら二つの法律案を提出した次第であります。

次に、原子力委員会設置法の内容につきましてもおまな点を説明いたします。

まず、委員会の所掌事務は、原子力の研究、開発及び利用に関する政策、関係行政機関の施策の総合調整、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画、試験研究の助成、核燃料物質及び原子炉の規制、障害防止の基本、研究者、技術者の養成訓練等、原子力利用に関する重要事項について企画し、審議し、決定することでありま。しかし、委員会がこれら事項について決定したときは、内閣総理大臣はこれを尊重しなればならないこととなっております。

また、委員会は、所掌の重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとなっております。

次に、委員会の組織であります。本委員会は、委員長及び委員四人をもって組織し、委員長は、内閣総理大臣をもって充てることとしておりま。また、委員の任命は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し、委員の任期は三年といたしております。さらに、委員の身分保障につきまは、禁治産者、準禁治産者となり、また、破産の宣告を受けたとき、禁固以上の刑に処せられたとき、及び内閣総理大臣が心身の故障のため職務の執行ができないと認めた場合は委員

たるに適しない非行があると認めた場合は、在任中、その意に反して職を失ったり、罷免されることはないこととした。また、常勤の委員は、原則として、報酬を得て他の職務に従事し、または営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことは禁止されております。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案につきまは、総理府に新たに原子力局を設けることに伴いまして、総理府の任務につき所要の改正を加え、新たに原子力局の所掌事務に関する規定を設けた次第であります。何とぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

○有田委員長 以上をもって政府の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま。順次これを許します。岡良一君。

○岡委員 私、ただいま御提案の原子力委員会設置法案並びに総理府設置法の一部を改正する法律案、この両案の審議に入るに先だちまして、ただいまごあいさつをいたしまして、ただいまに、正力さんが原子力担当に御就任をされました。かねて、私も、正力さんは原子力の問題には多大の関心を寄せられて、従って、先般もゼネラル・ダイナミック・コーポレーションの代表を日本にお招きになりました。広く国民に原子力についての理解を深められるというふうな御努力を聞いておるものであります。この際の方が原子力担当になりましたという事は、宿願をお達しになったものともわれわれは感じ、まことに喜ばしく存じておりますが、この際、両案の審議に先だち

まして、かねての御抱負、御経験よりいたしまして、日本の原子力行政に対して具体的などういふ構想をお持ちであるか。何もしつめらなしい御構想を承わろうとは思いませんが、ごく素直な気持ちで、正力さんの忌憚のない御構想を承わればけっこうであります。

○正力国務大臣 ただいまの御質問に對してお答えいたします。

原子力行政をやるにつきまして、第一に私が考えておりますことは、原子力の利用は平和に限ること、これが第一の原則であります。次いで、學術會議において三原則をきめました民主的運営、技術の公開、研究の自由、この三原則はどこまでも尊重いたす考えであります。次に申し上げたいのは、原子力の研究は各方面の協力が必要であります。各方面の力を合せてやっいていきたい。従って、あらゆる階級、権威者に加わっていただきたい。と、こう思う次第であります。大原則として、それだけ考えている次第であります。

なおまた、平和利用として私もぜひ必要だと考えておるの、この同位元素、アイソトープを、一つ産業に、また医学にぜひ用いなくちゃならぬ。なお、特に私が力を入れていきたいと思うのは発電であります。今、世間では、まだ遠い将来のように考えておりますが、私は、どうしても、この発電を、少くとも実験は五年以内、できた

ら、実験どころでない、実用に供するようには持つていきたいという私の希望であります。

どうぞ、この意味において私はこの任に当るつもりでありますから、よろしくお願いいたします。

○岡委員 ただいま平和利用に限るといふ基本的な御方針については、われわれは双手をあげて賛成をいたす次第であります。御存じのように、日本は、長崎、広島、さらにはビキニと、三回も原爆あるいは水爆の犠牲を浴びております。おそろく世界ではただ一つの犠牲民族ともいえるかもしれせん。

今日まで五十年、七十年の間、世界のすぐれた物理学者が何とかして原子力を持とう、この努力が実を結びまして、実用の段階まで入ってきた。この人類のとうとい知恵というものは、決して人間を殺傷したりあるいはまた文明を破壊するものであつてはならぬ、あくまでも人類の福祉と文明の発展のためにこそ貢献すべきものだといふ、これはきわめて常識的な原理だと思ひます。特に地球上初めて大きな犠牲を浴びておるその体験に基いての日本人一同の私は悲願だと思ひます。今、幸い、国務大臣である正力さんのお言葉として、はつきりそれを承わったことは、われわれもまことに欣快にたえま

せん。

そこで今學術會議の技術の公開という点について申されたのであります。が、たとえば、まだ私も浅学ではあります。が、今外務委員會で審議されております濃縮ウランの協定、あれがいよいよ実施されるということになりますと、協定に基いて、あるいはアメリカの原子力委員會から人が派遣をされまして、日本の技術の内容にまで立ち入って査察をするのだというやうなこと、また通報をしなければならぬといふ義務なども課されておるのであります。こういう場合、そういう

ういふな手続が事実上において技術の公開といふことを妨げるやうな原因になりはしないか、こういう憂いの一部には持つてゐる者があるやうであります。そういう点については、果して、正力さんの御抱負のごとくに、平和利用、そのための技術の公開——技術の公開は平和利用の大原則だと私は思つておるのであります。が、その技術の公開が果して可能なものであろうかどうか、一部に心配をされておるやうな事象が起らないであらうかどうかという点について、正力さんのお考えを承わりたいと思ひます。

○正力国務大臣 ただいまの御質問はもつとも、アメリカから技術者が来て、そうして指導したりすると、おのずとそこに公開の原則に反することがあるやうになりはしないかという御心配はもつとも思ひます。それはできるだけ方法を講じますから、どうぞ御安心をお願いいたします。

○岡委員 御決心はまことに私もうれしのでありますけれども、ただ事実上そういう事態が起らないかという懸念を一部に持つておる。それをもつともだと思へる節があります。で、これは、将来のことではあります。が、ぜひとも、正力さんの責任において、このやうな事態、いわゆる技術の公開が妨げられないといふことについて御決心を、具体的に、またもし万一そういう事態があったときには、お示しを願ふことを心からお願ひいたします。

なお、これも私十分深く存じ上げてのことではないのであります。が、今あれを受け入れるといふこと、これについては、先般閣僚の諸君も諸外国を

他の捜査にかかりますから、どうぞこの点は御安心して下さい——とは言いませんが、とにかく捜査にかかりますから、どうぞよろしく……。

○岡委員 もちろん、ある一部の地質学者にいわせれば、地球が固まっているからには、当然その全地殻にはウランがあるのだと言ふ人もあるくらいでありますから、それは一生懸命お探しになればあるにはあると思いますが、そう簡単にも参らぬかと思ひます。それはさておきまして、原子力の平和利用ということになりまして、今度、国際連合の政治委員会の総会も、原子力平和利用機構を設置するということを決定したように伝えております。まことに私どもとしては喜ばしいことだと思ふのであります。あわせて日本もやはり国連加入の公算が非常に強いということも伝えられております。そうなりますと、やはり平和利用機構の中における日本の立場、日本の発言というものは、当然、大きな犠牲国家としての、いろいろな面で、特にまた原子力の平和利用の発達には、その障害を防ぐという方法が伴わなくては発達し得るものではないのでありますから、そういう意味における日本の医学者の体験などというものは、貴重な平和利用の基礎資料となると思うのであります。そこで、平和利用機構ができたということに相なりますと、これに対して、日本としては——これは先の話ではありますから、私は当然国連に加入するべきものであるといつも思っておりますので、されたものとして私は国務大臣の御意見を聞かしていただきたくないのであります。平和利用機構というものはいかに運営するべきものだと

お思ひになりますか、その辺の御抱負を承わりたい。

○正力国務大臣 国連に、お話の通り入ることになると思ひますから、私もその線に沿うて一つ大いにやりませんが、先ほどの御心配の放射能その他、これは大へんな問題でありますので、この点は政府としても厚生省でやっておりますのでありますが、私どももできるだけそれに協力してやりたいと思つております。

○岡委員 私は、実は、もっと積極的な正力さんのお考えを聞きたかつたのです。あなたはそのような点はおそらくちゃんとお考えに願つてはいるはずですが、やはり御就任早々で、あまりうかつなことは言えないと思はれるのでしようが、決してそういう御心配は要らないと思ひます。私はこう考へる意見を上上げて恐縮ですが、御存じの通り日本だけが平和利用、平和利用と言つたところで、それは日本だけのかけ声に終るといふのが現在の実情だと思ふのです。しかしそれでもい

迷惑しごとだと思ふのです。またまた、この間、ジュネーブでは、平和利用会議で、三千人に近い原子物理学者が集まつて、国境を越えた科学者の良心であつたまでディスカッションを重ねました。その結果、彼らの決議は、おそらく国連も採択せざるを得ないという事情において、このたび平和利用会議ができた。これは、現在、政治的な問題として、原子兵器の取扱いに對する米ソの対決というものの中へ割つて入つて、そしてこの解決をせしめる非常に重大な役割を持つていて私は思ふのです。そういう役割を持つて

いる原子力平和利用機構であつてみれば、これに對しては、やはり、わが國としても、かくあるべきだといふ一つの構想くらいは持つて、かりに国連に加盟してはなくても、日本の国会なら国会が、それができたといふことになれば、民族としての意思表示くらいし

てもいいじゃないかとさえ私は思つてゐるのです。そういう意味で、たとえば原子力平和利用機構がいよいよできたらば、これは、何よりもまず、先ほども言つたように、日本の學術會議も採択しているように、研究、技術の公開、情報の交換といふことはもちろんやらなければならぬまい。しかし、特に必要なのは、現在ある特殊な國を除いては、ほとんど大國に独占されてゐる原子力が全世界に普及され

う。こういうことからいへば、私は、原料のない國、施設のない國というよ

うなものに對しても、やはり、原子力の究研、情報の公開といふことだけではなく、施設なり原料というものでなく、國際原子力平和利用機構がブールして、いわば各國にこれを配給してくれ

るというような形にまでいかしめねばならぬ、また日本が、平和利用のためにといふ大きな旗じるしのもとに、いよいよ原子力行政というものの積極的に乗出した以上は、やはり、國際的にはそれくらいの抱負を持つて、そして日本だけの平和利用じゃなく、全世界に平和利用を普及せしめるといふ、それくらいな抱負を持つて臨むべきじゃないかと私は思ふのです。こういう点は、決して御謙遜ではなく、正力さんにはやはり雄大な御抱負があらうと思ふのです。この間新

閣して企画し、審議し、決定するといふことになっておるのでございま

して、この決定に基いて、將來の日本の原子力開発の方向もきまり、そうして具体的な運営も決定されることになるのであります。さういふ重大な委員會であればこそ、われわれは、特に、國民各階層の意見を十分取り入れたものでなければならぬ、國民の総力をここに結集し、國民がすべて自分たちの代表をこの委員會に送つたという意識を持たせなければいけない、こ

うふうにかえておるわけでありま

五

するにこの委員にはできるだけ各界の権威を入れたいと思います。そうして今の御趣意には私も共鳴しております。なるべくそういうふうにしたいと思っております。

○志村委員 抽象的にお話のようでございますが、それでは労働階級の代表を入れる、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○正力国務大臣 まあそう御解釈になつてもよろうかと思つております。

○志村委員 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案のうち、原子力開発の事務を取り扱うものが、原子力局として総理府の中に設置されておるのであります。原子力は言うまでもなく高度な科学技術の集中でありますから、一方において、原子力を開発するために、科学技術を全部ここに総力を結集しなければならぬと同時に、従来の科学技術の発達のためには、その応用面として原子力をまた利用しなければならぬ。言いかえれば、科学技術と原子力の開発とは一体不可分の関係にあると私たちは考えておるのであります。現在ここで原子力局だけを置いて原子力開発に関する事務は一応とられますが、この科学技術との連絡がはつきりいたさないのであります。私たちとしては、将来でけっこうございませう。しかもそれは近い将来であることを希望いたしますが、この原子力局を中心として、科学技術省なり庁なりというものを作っていただきたいというのを考えておりますが、御所見をお伺いします。

○正力国務大臣 お答えいたします。科学技術庁を次の国会になるだけ設置

するように法案を提出したいと思つております。

○志村委員 その科学技術庁とか、省あるいは科学技術本部とか、いろいろな関係があると思ひます。私たちとしては、今外局に該当しております特許庁とか、工業技術院とか、あるいは原子力局——これはわれわれは原子力総局という形に持つていきたい。それがためには外局という形にしたいと考へておるのでありますが、そのためには科学技術庁であつてはいけないと思ひます。もう少し大きい省の形にしたいだきたい。あるいは本部、いわゆる省の程度の大きさのものに持つて

いたしたいと思ひますが、その点のお考えはいかがでしようか。

○正力国務大臣 今の点については、よく考慮いたしまして努力いたします。

○志村委員 終りました。

○有田委員長 八木昇君。

○八木(昇)委員 簡単に二、三の点を御質問したいと思ひます。

第一は、濃縮ウランを用いての原子炉の開発でいくか、あるいは天然ウラン原子炉によるところの開発でやつていくかという今後の基本的な方針について、お伺いしたいと思ひます。今度アメリカから濃縮ウランを受け入れになり、そういう濃縮ウランを用いてやつていけば莫大な経費を必要とする。そういう面から、ともすると日本の原子力関係の諸問題が非常に強くアメリカの影響を受けていくことになりはしないか。発電関係について考えましても、現在、水力でも、火力の発電関係ですら、いろいろな外資の関係その他があつて、いろいろな設備はアメ

リカの機械がほとんど入つておるのです。こういうようなことを非常におそれておる向きが相当あると思ひます。そこで、今後の日本の原子力開発の基本的な方向としては、一体天然ウラン原子炉の開発を目ざしていくものであるか、それとも、今濃縮ウランの受け入れをしようとしておるものとの関係において、いかなる基本的な方針を持つておられるか、この点を明らかにして

いたしたいと思ひます。

○正力国務大臣 現在の過程において濃縮ウランでいきますが、行く行くこれは天然の方にいかなくちやならぬと思ひますが、この点はいく研究してみます。いずれにしても、目下実験程度でありますから、今度ほんとうの発電をするということになつてくると、やはりそこへいかなくちやならぬと思ひます。

○八木(昇)委員 そこで、先ほどのどなたかの御質問にも関連してゐるのですが、そうなつてきますと、国内のウランウムやあるいはトリウム、こういったものの資源が一体どういふものであるか。それからまた、そういう資源を外国から入手しようとするれば、その見込みはどういふものであるか。こういうところが問題になつてくると思ひます。そこで、国内のウランあるいはトリウムの開発、そういうものの根柢だけをこの際明らかにしておいていただきたい。

○正力国務大臣 先ほどもちよつとお答えいたしました。いよいよ法律がきまりますれば、その探索には至急かついていかなければならぬと思つております。そうして、先ほども申し上げ

たように、日本内地にもあるだろうという見込みであるのでありますから、とにかく至急相当大がかりの捜査を始めます。

○八木(昇)委員 それでは、この原子力委員会設置法案に関連して、一、二点お伺いいたします。

日本では、原子力という、長崎や広島に原爆が落とされたり、ビキニの問題があつたり、ソ連の水爆の実験の問題があつたり、そういうことばかりが一般の関心なんです。そこで今度原子力委員会というものをこしらへる、それは平和利用のためだ、こういうふに口では言われても、非常な懸念がある。そこで、原子兵器というもののについては、もう一切日本ははつきりと壁を設け、平和利用にのみやつていくというのをこの際明らかにするために、この法案の中にも、あるいはほかの点にも、平和利用という言葉が入つていなければならぬ。この原子力委員会設置法案の「目的及び設置」の第一条でも、原子力の研究、開発及び利用、こういうふうにして書いてあります。ですから、これは平和の目的に限つてやつていくのだということを、どこかに具体的にはつきりしておくべきではないか、実は私はこういう考えを持つておられます。それで、平和利用ということをおっしゃるけれども、アメリカあたりにおいてすらも、現実の実用になつた原子力発電所というものはまだないはずで、実験的にある程度成功してはおるかどうか知りませんが、まだその段階のところへ持つてきて、ただ口先で宣伝してもなかなか国民には納得がいきかねると思ひます。ですから、先ほども申し上げたように平和利用

だということをばっちり法律の上でも明文化する御意図はないかという点を一つ承りたい。

○正力国務大臣 ただいまの御質問はごもっともですが、これは基本法にはつきり明記します。

○八木(昇)委員 次に、先ほど志村委員から御質問のありました第六條、これと直接関係はございませんが、いろいろな思想の傾向とか——原子力学者の中には、非常に有能な学者であつて、思想的には共産主義を信ずるといふような人もあるだろと思ひます。だとすれば、どうもそういう者が警戒されがちになりはしないかという懸念が、一部学者の中になきにしもあらずという印象を受ける。しかし、将来いろいろな研究所でどんどんやつていくというふうによつて全然分け隔てをしないというふうには、先ほどの御答弁の中からは理解したのでございませうが、そういうふうな考へてよろしゅうございませうか。

○正力国務大臣 それは、お尋ねの通り、そういうことは認めませんから、どうぞ御安心下さい。

○八木(昇)委員 それから、もう一点ですが、原子力委員会の権限といひますか、こういう点に關して、この法案によりますと原子力委員会がいろいろなことを企画、審議、決定をするその場合内閣総理大臣はこの決定を尊重しなければならぬというふうな第三條でなつておるわけですね。そこで、特に原子力問題というものは、時の内閣、時の政治勢力というふうなものによつてよこしまに左右されるおそれの生ずるようなことがあつては、これは事が

原子力問題であるだけにきわめて重大である、こう思うわけです。だとしますと、第三条の表現は非常に弱いと申しますか、原子力委員会というものがともすると内閣の諮問機関みたいな感じが私としてはするわけです。そこで、この間の取扱い、たとえば原子力委員会の決定と内閣総理大臣の意思というものがうまく合わないという場合には、一体具体的にどういうことに今後なさっていくかと考えられるかという点を御説明願いたい。

○正力国務大臣 この委員会というものは、形においては諮問機関のようになっておりますが、事実は決定機関に近いもので、非常に強いものである。従って、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならぬという義務を負わされておりますから、事実上の決定機関のようなものでありますから、御安心を願います。

○八木(昇)委員 最初は、そういうふうに、政府が現在の政府であって、そうして大臣がずっとやっていかれれば、そういうふうに通覧されるものと信じますけれども、しかし、このままでは、どうも内閣が横車を将来押さないうとも限らないように感じますので、そういうことに陥らないようにするためには、こういうふうなやっていくたというふうな何かもっと具体的な意見はないのですか。

○正力国務大臣 その点は、こういう明文で、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならぬという強いことをいっておりますから、これは非常に強いものでありますから、そういう心配はないと私は思います。御安心を願います。

○八木(昇)委員 一応終了します。

○有田委員長 前田正男君。

○前田(正)委員 本日、日本の原子力の平和利用推進のために、まず民主的な運営を期さなければならぬ機関をいたしまして、原子力委員会及び総理府の原子力局の法案が提出されたことは、将来の日本の原子力平和利用のための大きな発展を意味する画期的な日であると、私たちは喜んである次第であります。

具体的内容につきましてはすでに私も本会議で質問いたしましたので、この際詳細な質問は省略いたしましたと思いますが、ただ一点、本日お配りいただきました原子力委員会設置法案並びに昨日閣議で決定いたしました原子力委員会設置要綱、両方とも閣議決定でありますから、今後必ずこの通り行われるものという確信をわれわれは持っております。先ほどの科学技術庁に将来原子力局を吸収するというようなことも、私としては、科学技術庁ではなしに、もっと大きな省にしたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、この原子力行政というものは科学技術の中に入るといふことも、すでに閣議決定を見た要綱として私たちが国会に配付されたのでありますから、その点は間違いない。こういうことは心配しないのであります。実はこの両方の資料の中に漏れておりますこと、政府とわれわれ与党との間で話し合った問題がおりますので、その点の一つ確認しておきたいと思ひます。

と申しますのは、科学技術関係の予算の問題のことです。実は、われわれ、当初は、この原子力平和利用関係の予算に対する処置といたしましては、各省庁試験研究機関の原子力利用に関する経費及び原子力利用に関する補助金、助成金、交付金、出資金、委託金その他それらに類する経費の予算は、総理府に一括計上し、必要に応じて各省の予算に移しかえるものとするというふうな大体の構想であったのであります。しかしながら、この原子力局が総理府にある間におきましては、事実上こういうふうな一括計上するようないこともないし、また陣容も不十分でありますので、この際総理府に原子力局を設ける間は、この問題を、本日お配りいただきましたような閣議決定要綱にありまします通りに、「原子力利用関係予算に係る経費の見積及び配分に關すること」という程度にいたしましたのであります。いづれ、新年度三十一年度から、科学技術の強力な行政が行われまします、機関ができて、それに原子力局というものが吸収されましますときには、先ほど私が説き上げましたような、すなわち関係予算は一括計上して必要に応じて各省の予算に移しかえるわけでありまします。原則は、次の強力な機関ができて、原子力行政というものを一緒に科学技術行政に吸収したときに行うのだというふうに、政府と与党との間に了解ができておられるのであります。この点について、委員会におきまして、率直に政府のお考えを御披露願いたいと思ひます。

○正力国務大臣 ただいまの御質問については、その御趣意に沿うようにしたいと思っております。

○岡委員 実は、法案をきょういただいたばかりなので、内容を——重大な問題でありますので、いろいろしさい

に当局の御見解を聞きたいのですけれども、余裕がないのが非常に残念でありますので、その点はまたあらためて質問することを保留いたしたいと思ひますが、さしあたり瞥見してわからないところだけ御説明を願いたいと思ひます。

第二条の第四号、「核燃料物質及び原子炉に関する規制に關すること」というのは具体的にどういう意味でございませうか。

○齋藤政府委員 大臣にかわって御答弁を申し上げますが、この原子力委員会は、当然原子力基本法と並行して審議せられるのが理想の形だと思つておるものであります。いづれ、政府におきまして、原子力基本法を提案する時期があると思つております。そういったしますと、原子力基本法に關連する法規もまた当然それに伴つて出て参ります。核燃料物質及び原子炉の取扱に關する関係法規も出て参ります。それには幾多規制を要すべき事項がございませうので、その原子炉及び核燃料物質に關する障害防止とか、あるいは取締り規定とか、許可または認可といふような事項がたくさん出て参ります。それを一括して規制という言葉でここに表わしたものである、さよう御了承願ひます。

○岡委員 しかし、そういうことであれば、原子力基本法というものがすでに国会に提出されなくては、これは審議し得ないということになるのじゃないですか。まあこれはいいでしょう。そこまで別に言いがかりをつける意味じゃないのですが、原子力基本法を、これは議員提出立法でも政府提出でも早く出していただかなければ、党とし

ましてもこの取扱いはそれと並行的に解決をするという方針を決定しておるのでありますから、これはぜひとも一つ善処願ひたいと思ひます。

それでは、「原子力利用に伴う障害防止の基本に關すること」という項目が第五号に掲げられております。私、さっきも申しましたように、今正力さんはとにかくウランを探してみせろ——これはもちろん必要なことではあります。ぜひやってもらなければならぬと思ひます。ただ、日本として外国に発表し得る原子力に關する文獻は、医学的文獻なんです。障害の防止また障害の治療に關する文獻は、おそらく、広島、長崎のABCよりも、日本の医学界は、ビキニの経験で、十分なる文獻を持っております。これは私は非常に貴重な世界的文獻だと思つておりますが、今どこそここれをまた一本の体系にまとめていこうとする機関もないという非常に粗雑な形になりまして、学会議の中にその専門部門があらましますけれども、予算がなくてそれでできないのです。これはぜひとも一つ原子力委員会の手始めの仕事としてやってもらわなければならぬと私は思つております。

○正力国務大臣 今の質問はまことにごもっともで、私も同感です。ぜひ一つ、日本だけがああいう災害にあつたのでありますから、それに関する文獻だけはできるだけ集めて、そうしてこれは世界に知らせなくちゃならぬと思ひます。まことにごもっともなことだと思ひます。

○岡委員 第三条の、今ほどの御質問にもお答えになりましたが、いわゆる

決定の尊重ということなのです。こういう道義的な規定は、もうこれまで総理府に直属したり総理大臣の直轄にある委員会、審議会においてはこういう決定はあるのです。しかし事実上立法的にも予算的にもなかなか尊重されません。特にこれだけは尊重されなければならぬと思うのだが、実にその点私どもは遺憾に思うのです。これは一つはもとより尊重をしてもならなければならぬと思うのです。

それから、「委員の服務」、第十三条の「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」という規定があります。原則的にいえば、先ほどおっしゃったように、技術が公開されるべきものであれば、それをいわずに主掌すると申しますか、統括すると申しますか、とにかく行政的な内容も技術の内容と同時に公開されるのがほんとうじゃないかと思うのです。これはしかし非常に理屈っぽい言い方ですが、特に私は原子力の問題ではそこまでこだわりたいのです。一体、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない、秘密を漏らすんだから公開する、公開をした場合にそれが困る事態が起るといふような秘密というものは、内容については将来起ることでしょうが、一応うたわれた以上はそういうものがあると思うのだが、大体原則的にどういふものが秘密の内容になるのですか。

○岡委員 もちろん技術以外のことなので、技術は公開されるとさっきおっしゃいましたので、そこで技術以外のことと秘密というものは、具体的な内容をいえばどういふ概念が秘密なのですか。

○田中政府委員 第十三条の規定は、これは、実は、従来内閣に付置されております各種委員会の委員会規程には、大体委員として職務上知り得た秘密を他に発表するとか、そういうことは委員として発表することはできないことになっておる。差し控えてもらいたい。しかし、技術の公開というものは、当然公開すべきものと決定したものは私は公開して差しつかえないと思う。ただ、委員の資格において職務上守らねばならない秘密だけはこれは当然守る、こういう趣旨に御理解願って差しつかえないのじゃないかと思ひます。

○岡委員 そうすると、他の同性質の委員会にもやはりこういう規定がみんなどあるのですか。実例としてはどういふ委員会があるのか。

○田中政府委員 他の委員会にも大体かような規定が載っているわけでありまして、それをそのまま引用いたしましてここに使ったわけでございます。

○岡委員 具体的にどういふ委員会にあるんですか。——それでは一つお調べいたしまして、こういう高次の委員会では、こういう規定のある委員会名と、第何条にあるというのを一つ資料として御報告願いたいと思ひます。

それから、技術は公開する、しかし、これを統括する行政事務の中においては、他に漏らしてはいけぬものもある。その行政事務の中にある技術

について、ここまでは漏らしていいが、ここまでは漏らしちゃならないというふうな、技術の公開に一つのワケを設ける決定を委員会がするということについて、やはり秘密の中に含めるといふ、今のあなたのお答えの中でそう解釈される節があったので、そういったことも秘密の中に含まれるかどうかということをお聞きしたい。

○田中政府委員 私の説明が非常に不足で誤解を招きまして、恐縮いたしまして。この委員は一面におきまして公務員たる資格を持っておりまして、ことに第十四条には非常勤の委員ということもございまして、委員すなわち公務員たる資格における委員としての順守規定をここに設けたのでございまして。従いまして、委員がいろいろ技術の点につきまして公開をするということになった場合に、これは公開して差しつかえないのでございまして、委員が公務員としての職務をとる上におきまして知り得た秘密を漏らしてはいけぬ、こういうふうな解釈しております。

○岡委員 実は、原子力協定にも、濃縮ウラン受け入れの協定にも、やはり秘密の保持ということが前々から一つの問題になっておったと思うのです。そこで、特にそれとからめて、私もはこの秘密の内容について深い関心を持つわけなんです。この秘密の保持といたうことを委員の服務規定として強調されたことに関連しまして、今申し上げた濃縮ウラン受け入れ協定の場合、アメリカ側が要求している秘密の保持というものが、やはりこの秘密の内容に入ってくるわけでございますか。

○田中政府委員 この原子力平和利用に關する日米間の協定につきましては、条文上におきまして、秘密を守らねばならぬとか秘密があるとかいった規定は現在ございません。

○岡委員 あの協定にはなくとも、協定の基本法であるアメリカ国内の原子力法の百二十三条にちゃんとあるじゃないですか。外国に出すにはこれこれこれは秘密だと言っているじゃないやせんか。そうしてみると、あの協定の中原子力法の百二十三条七項の秘密といふものは、やはりここに援用されてくるんじゃないですか。

○島村説明員 私からかわって御説明申し上げますけれども、アメリカの原子力法というものは、もちろん秘密条項を規定したものがございまして。しかしながら、今回の日本とアメリカとの間におきます協定には、さういふアメリカ側において秘密とせられるようなものは、一切日本に情報提供としても知らされないことになっておりますので、従いまして、あの協定に基きまして日本が知り得たことにつきまして、一切秘密がない。従いまして、この委員会の仕事といたしまして、そういう意味での秘密は一切ないとお考え願ひましてけっこうでございます。

○岡委員 これは私があなた方専門家に申し上げるには少し浅学ですが、たとえば、ウランウニ二三五を濃縮ウランとして、スイミング・プールの中で発電をしていくときには、その灰にはプルトニウムが出てくるでしょう、そうすると、プルトニウムについては日本は研究ができないのですか。どの程度にプルトニウムができたのか、プルトニウム以外の希元素で放射能のあるものができるとかどうか。これはアメリカの原子力法では秘密です。すると、こういうことは、この原子力委員会の所管事務として研究を助成し、研究が進んでいく過程で、日本の学者はノーターゲットでなければならぬ。たとえば、アルミニウムの棒で来るのか、あるいはサルファイトとして来るのか、わかりませんが、来たならそのまま返すんですか。研究できるんですか。

○島村説明員 灰の処理につきましては、あの協定にございまして、現在のところでは原則としてそのままだ本側では手をつけないということになっております。例外といたしまして、アメリカの許可を得ました場合には、これを処理してもいいということになっております。従いまして、今御指摘になりましたように、アメリカ側で——さういふことを考え得るかどうかわかりませんが、ございすけれども、かりに秘密があるという理由で日本に対して承認しない場合には、日本としてはその秘密を知り得ないわけでございます。従って、知り得た秘密をどうする、という問題にはなるといふと思ひます。また、アメリカ側が、日本の要請によりまして、その灰を処理することを認めてくれた場合には、それによって何らかの知識なり何なり得られましても、それは秘密にする必要はないということになると思ひます。

○岡委員 しかし、それは、ないということになるのは申されすけれども、そこにくれば、それはアメリカの原子力法によって規定された秘密のワケ内に入ってくるでしょう。プルトニ

ウムの灰の処理といいますが、捨てるわけではないですが、学問の研究として、それをさらに厳密な定量なり定質的な検査の材料として取り上げてくる。その結果として一応の科学的結論が出てくるということは、その方法と結論というものは、アメリカ原子力法によれば秘密のウルク内に入っているじゃないですか。そうすれば、そのことは、やはり秘密ということで、この法律の秘密のウルク内に入ってくるじゃないですか。そうすれば、技術の公開ということが大きなチェックを受けてくるということになりはしないか。これも私も十分勉強しておらないですが、ただ、しろうと考えて心配してお尋ねしておるのです。

○島村説明員 お答え申し上げますが、アメリカの例の百二十三条によりまして、ブルトニウムのどの辺までのことが秘密になっておりますかということとは私も存じ上げませんけれども、先ほど申し上げましたように、灰の処理につきましては、一応、現在のところでは、原則としては手を触れてはならぬということになっております。で、例外として、アメリカの承認を取りつけたときには、その承認のおそれる条件に従って自由に研究することができるとなっていると思います。従いまして、その結果について秘密を守らなければならぬというようなことは何もございせんので、向うが認めた範囲におきましては、日本は自由に研究し、かつ発表もして差しつかえないというふうに考えておるわけでございます。従いまして、御指摘になりましたような意味におきまして、アメリカの百二十三条が規定しておりますこと

を、そのまま日本に——アメリカでは秘密だけれども、日本では秘密でなくなるというような関係に立つとは私考えませんけれども、いづれにいたしましても、灰の処理は日本では日本でも今まで知り得なかったことが知り得たという段階になりましたら、日本は当然それについて秘密を守らなければならぬという義務がなくなるというふうに解しておるわけでござい

○岡委員 大体、占領時代に、日本人は非常に投書好きだという皮肉な批判を受けたことがあります。おそれる、アメリカの方でも、ブルトニウムの灰が出てきても、これにさわらしては秘密が漏れるかもしれないというので、ノー・タッチということなんです。しかし、そこまで問題を進めていけば、これはしょうのないことですから申し上げません。実は委員長にお願いしたいのですが、この法律案はきょういただいたばかりで、また調べておりませんので、また次回の委員会でも多少の——この法律案はお急ぎのようであることは、重々事情はわかっておりますが、なお二、三點質問をお許し願いたいと思います。質問を保留いたしました、一応私はこの程度で終わります。

○有田委員長 他に御質問はありますか。——他に御質問がなければ、本日はこの程度にいたしまして、次回に質疑を続行いたします。

○有田委員長 なお、この際お諮りいたします。ただいま本委員会において審議いたしております原子力委員会設置法案並びに総理府設置法の一部を改

正する法律案の両案について、両案に関係のある内閣委員会と連合審査会を開くことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○有田委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

なお、連合審査会は来たる十二月月曜日午前十時三十分より開会いたしました存じますから、さよう御了承願います。

本日はこれで散会いたします。
午後二時五十二分散会

昭和三十年十二月十四日印刷

昭和三十年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局